第88　賞与引当金に係る会計処理

［1　略］

2　賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に表示する。

第89　退職給付に係る会計処理

［1　略］

2　退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3　地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

［4　略］

第90　［略］

第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

＜注63＞特定の除去費用等の会計処理について

［1　略］

2　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

［3　略］

第92・第93　［略］

第94　中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間等繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。（注64）

＜注64＞中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分について

第86　賞与引当金に係る会計処理

［1　同左］

2　賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等で明らかにされている場合には賞与引当金は計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当外賞与増加見積額を行政サービス実施コスト計算書に表示する。

第87　退職給付に係る会計処理

［1　同左］

2　退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は行政サービス実施コスト計算書に表示する。

3　地方独立行政法人が中期計画等で想定した運営を行わなかったことにより将来の追加的な退職給付債務が発生した場合には、当期において負担すべき追加的費用を追加退職給付引当金に繰り入れ、貸借対照表の固定負債の部に表示するものとする。なお、その場合に当該年度中に追加的な退職一時金が支給されている場合には、当該追加分を当期の損益に反映させるものとする。

［4　同左］

第88　［同左］

第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）

＜注63＞特定の除去費用等の会計処理について

［1　同左］

2　貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。

［3　同左］

第89・第91　［同左］

第92　中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期未処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。（注64）

＜注64＞中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について